



途上国における水環境分野の国際協力の傾向と コンサルタント会社に求められるもの

国際協力機構総務部調査役 Itsu Adachi

(2月末まで地球環境部第三グループ(水資源・防災)グループ長)

安達

水環境分野の国際協力の2つのアプローチ

水環境の保全に関する国際協力には、主として2つの異なる目的を有するものがある。1つは自然環境の保全のための協力であり、もう1つは安全な水の確保、利用のための水源水質の維持・改善のための協力であるが、協力の目標をどちらに置くかによって協力の内容、対象者は異なっている。

水環境分野の国際協力の傾向

多くの途上国の現実を見ると、環境対策担当の省庁、部局は極めて脆弱であり、体制強化に向けた目標を設定してもその取り組みを継続していくことは容易ではない。これは、多くの開発課題を抱える途上国、特に貧困国、地域においては、自然環境保全を目的とした環境対策に対する優先度は低くなってしまいう現実を反映している。他方、安全な水の確保・供給に関しては、いずれの国においてもある一定の優先度を有しており、そのために必要な対策についても、自然環境保全の取り組みに比べ、当該国・地域の住民の関心を得やすい。従って、水環境の改善における協力においては、環境担当省庁・部局のみならず、水供給機関や地域住民といった受益者の参加や連携を協力活動の中に組み込むことで環境管理の重要性に対する住民等の認識を高め、それが環境担当省庁・部局のモチベーションをも高め、活動の継続性につながる可能性がある。

これまでの我が国の水環境分野の協力は、下水処理計画の策定、下水処理場の新設・改修などの汚染水の処理の対策と、汚染状況の把握のための水質モニタリング設備の整備や分析技術の移転などの自然環境保全対策が主たる内容であり、特に前者については、開発の進んだある一定以上の負担能力のある都市域での施設整備を円借款などの資金協力により実施しており、そうした協力とは別個に後者のようなモニタリング体制強化の協力が行われていた。

しかしながら、近年では、水資源の有効活用を図り持続的な開発を行うため、総合的水資源管理(「統合水資源管理」とも言われる)の観点から、水循環という視点をもった協力を実施しようという考え方が強まっている。上水道整備など水供給量改善のための協力を

実施する場合には、排水量の増加に配慮し、上下水道整備計画を一体的に策定する開発調査を徐々に増やしてきており、また、流域単位での汚水対策や水質モニタリング・法規制などのソフト対策を含む総合的な水資源管理計画を策定するといった案件も増加している。

さらに、特定の河川流域の水質改善に必要なモニタリング及び対策強化のための行政間の協力・調整体制構築に向けた人材育成、能力強化に対する支援を行うような協力も増えてきている。また、下水道や水質検査施設整備などに対する資金協力においては、施設完成後の設備の適正な運営・維持管理が持続的に行われるよう、ソフトコンポーネントや技術協力を資金協力とセットで組み込まれているもの少なくない。

つまり、これまで以上に具体的な課題の解決に向けた総合化、プログラム化が進んできているということである。

水環境分野のコンサルタントに求められるもの

こうした状況にあって、水環境分野での国際協力の成果を上げるためには、協力案件の形成、準備段階において、目標の設定、対象機関、規模と期間、方法論などを周到に検討していくことが我々 JICA に求められるが、それを現場で実践する専門家、コンサルタントに求められる対応力も変わってきている。開発調査のみならず、技術協力プロジェクトにおいても民間企業との契約によって行われる件数が増加する中、特にコンサルタントにおいては、水処理技術の専門家のみならず、水資源、河川管理や上水道整備といった技術分野や、法制度・モニタリング体制強化といったソフト分野の専門家が加わったチーム編制が求められ、さらには教授法など知識・技術の移転に必要なテクニック、そして何よりプロジェクトの総合的な構成能力や管理能力がより一層問われてくる。

技術協力と無償資金協力、円借款の一体的実施の重要性が叫ばれる中、水環境分野においても下水道施設や水質ラボの計画策定、設計、施工管理のみを主たるサービスとしていたコンサルタント企業の意識の変化が求められている。